

事務連絡
平成28年3月31日

関係建設事業主団体 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発部建設・港湾対策室

建設雇用改善計画（第九次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第九次）（平成28年度～平成32年度）（以下「第九次計画」と言います。）が策定され、本日付け平成28年厚生労働省告示第140号をもって告示されました。この件に関し、職業安定局長より別添の通知を送付させていただきます。

通知及び第九次計画の内容につきまして御質問等ございましたら、以下のお問い合わせ先まで御連絡いただければと思います。

今後とも建設労働対策の推進について、御協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

（お問い合わせ先）

厚生労働省職業安定局雇用開発部

建設・港湾対策室

富永・坂本

TEL：03-5253-1111（内線5803）

E-mail: tominaga-tetsuji@mhlw.go.jp

sakamoto-takuya@mhlw.go.jp

職 発 0331 第 6 号

平成 28 年 3 月 31 日

関係建設事業主団体 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

建設雇用改善計画（第九次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第九次）（平成 28 年度～平成 32 年度）を別添のとおり策定し、本日付け平成 28 年厚生労働省告示第 140 号をもって告示されたところです。

厚生労働省といたしましては、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進する所存ですので、この計画の趣旨について貴団体会員の御理解が得られるよう御配慮をお願いするとともに、今後の建設労働対策の推進に一層の御協力を賜りますようお願いいたします。